

## 第 2 1 5 回 内水面漁場管理委員会

1 日時 平成 2 5 年 1 1 月 1 1 日 (月) 午後 1 時 3 0 分から

2 場所 ホテル信濃路 黒姫の間

3 出席者

○漁場管理委員 1 1 名

漁業者代表：三枝守、近藤政雄、藤森寛治、古川薫美

採捕者代表：小澤哲、名取清、田中経人

学識経験者：沖野外輝夫、桐生透、竹原文子、片野修

○事務局

本井書記長他 3 名

4 会議事項

(1) 漁業権の免許について

(2) 遊漁規則の制定について

(3) 増殖指示量について

(4) その他

会長挨拶 議事に入る。

沖野会長 議事に入る前に議事録署名委員の指名を行わせていただきます。今日は田中委員、それから竹原委員をお願いします。よろしくをお願いします。

それでは第 1 の議題ですが、漁業権の免許について、1 1 月 7 日付けで知事から免許をするに当たり、当委員会に諮問されましたので、ご審議いただきたいと思います。それでは事務局からご説明をお願いします。

事務局 (資料により説明)

沖野会長 はい、どうもありがとうございました。原案については前回の委員会でご説明いただいておりますが、今ご説明いただいた中で何かご質問なりご意見はありますでしょうか。いかがでしょうか。よろしいですか。

一同 はい。

沖野会長 では、ご質問がないようでしたら、申請のとおり免許して差し支えないこととしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

一同 はい

沖野会長 ありがとうございます。それでは委員会として免許して差し支えないので答申することに決定いたしました。

続いて2番目の遊漁規則の制定について、これも11月7日付けで知事から認可をするにあたって当委員会に諮問されたわけですが、ご審議をお願いします。まず説明を事務局の方をお願いします。

事務局 (資料により説明)

沖野会長 はい、ありがとうございました。中味は大変細かいことで、すでに委員会で討議したものもありますが、それ以外のものもあるかと思しますので、ご質問があれば協議したいと思います。いかがでしょうか。はい、どうぞ。

近藤委員 今さらというふうになっちゃうんですが、お尋ねしたいのですけれど、資料2-2遊漁規則の制定について、これは行使規則にも絡んでくるのですが、留意事項(1)「その他組合員の当該漁業に対する生活依存度を考慮した」と謳ってあるわけですよ。規則に。どういうことを生活依存度と指すんでしょうか。漁業者は当然職業漁師がいると思うのですけれど、この職業漁師の生活依存度ということになるんでしょうが、内容について分からないので教えていただきたい。それが1点。

もう1点ですが、資料2の23頁5遊漁に際し守るべき事項(4)「遊漁者は、漁場を汚染し、又は汚染の原因となる行為をしてはならない。」野尻湖漁協さんの規則ですが、汚染の原因となる行為とは、具体的にはどういう行為を指しているのか、それから、この行為をした時に罰則は規定されているのかということの2点です。よろしくをお願いします。

沖野会長 事務局の方、一つずつ答えをお願いしますか。

事務局 1点目の「当該漁業に対する生活依存度を考慮して」ということですが、これも、答えになるかどうか分からないのですけれども、専門者がいらっしゃるに、その人たちがその漁業によって生計をたてられている場合に、特定の漁具漁法について、大量に魚が捕れる漁具漁法だと思いますけれども、そういったものを、組合員には許して、遊漁者には許さないということは規則上可能だということ。具体的には個々

に判断していくような形になると思います。

次に、資料2の23頁、これについては従来から野尻湖漁協の規則に記載されていた事項で、今回特に検討をしておりませんでしたけれども、遊漁者に漁場を汚染する行為はしないよう守っていただきたいということで規定してあります。罰則等につきましては、実際にその行為により損害が生じた場合であれば、損害賠償請求など、そういったこともありますでしょうし、それが故意とか悪質そういったことになれば、漁業法第143条に「漁業権または漁業協同組合の漁業を営む権利の侵害」に対する罰則規定がありますので、そういったものを適用することも、個々の事例によって判断が変わってくるかと思いますが、罰則は規定されており適用は可能かと考えます。以上です。

沖野会長 近藤さん、よろしいですか。はい、どうぞ。

近藤委員 こういうご時世になってきて、どこの漁協も苦しい台所事情になってきて、專業漁業者がいないところは、生活依存度にあまり関係なく仕事できると思うんですけども、專業漁業者がいるところでは、生活が出来なくなるような状況になってくるので、自分のところ(專業漁業者の漁場)に重点に放流できないだろうかという放流量のトラブルが出ています。具体的には、うちの所にたくさん放してくれないかなと話になってくるんですけど。そういうことは制限とは違うんですけども、放流について、そういう生活依存度も考慮しなければならない時代だと思うんですけども。そこら辺についてどうお考えでしょうかね。一番のトラブルの元になってくると思っています。また、個々に放流してもいいのかという問題もありますね。つまり、普通は漁協が放流するんですけども、專業漁業をやっている方々が、自分の家の目の前に漁場があったとしますが、そこへ個々の漁業者が個人の資本で投資をしてもいいものだろうかという、そこら辺の判断をどうお考えでしょうか。

沖野会長 事務局の方、いかがでしょうか。

事務局 遊漁規則の制定とは、ちょっと話が外れてきてしまうかもしれませんが、近藤委員からお話がありました個々の資力で放流するという事、これについては規制するものではありません。ですから、放流しても構わないのですが、もちろん漁業協同組合の組合員として、ヤマメの生息地域にアマゴを放流しないとか、生態系に配慮しなければいけないとか、そういったことは当然のことかと思えます。

沖野会長 近藤さん、よろしいですか。はい、どうぞ。

近藤委員 最後に確認しておきたいんですけども。今の話のようにアマゴとかの魚種のこと分かりますけれども。イワナ区域にヤマメを放したんじゃ困ることはすぐ分かる話なんですけど、特にアユの場合、アユ小屋を経営している漁業者が結構いるわけですよ。組合の財政が苦しくなってきましたから、(少ない)稚魚を平均的に放流する。それではやっぱり足りないわけですし、例えば、アユを自分の漁場の前に自分の資本で放流する。自分で放したんだから、放したのは俺の魚だよというわけにはいかないと思うんですけども、放すことそのものは問題ないという解釈ですよ。

沖野会長 それでよろしいですよ。

事務局 はい、放すことは問題ないということです。

沖野会長 よろしいですか。はい。大変規則の表現の仕方がややこしいので、分かりづら  
いところがあるかと思うのですが。

他にご質問はいかがでしょうか。はい、どうぞ、田中さん。

田中委員 資料2の3頁の諏訪湖漁協さんから出ています内容で、竿釣のことで(3)と(4)に  
関係するんですけども。「リールはわかさぎ釣り、コイ釣り毛針釣り以外には使用してはならない」  
これは分かるんですけど、「リールの使用に当たっては、重りを付けた投げ釣りは禁止する」とな  
っています。危険だということもあろうかと思うんですけども、このことは諏訪湖漁協さん  
から出ているだけで、他の湖もあるんですけども、同じような釣りはするんで、これを諏訪  
湖漁協さんだけが、この条件をつけてこれで守れるかなという気がしたりするんですけども、  
他の湖への影響も考慮しますとこの湖だけに限るといのがちょっと分からないんですけども。  
よろしくお願ひします。

沖野会長 これは、どうでしょう、事務局の方でとりあえず全体について。

事務局 他の湖と違いがあるかということなんですけれども、これについては各漁協毎に  
事情が違いますので漁業規則、行使規則については、認可は必要になっておりますけれど  
も、組合の自主的な法規になりますので、基本的なルールに反しない限りは漁協に決める  
権利はあるということです。ここ(該当)の部分については、新たに加わった部分になり  
まして、資料2-2の2頁を見ていただきたいんですけども、「ルアーについては漁業者の漁具  
に引っ掛かり放置されることが多く危険なため」というふうに変更理由に記載してあり  
ます。重りがついたものは遠くに投げられて漁具に引っ掛かり、漁師がケガをするとい  
う事故が多発しているということを聞いております。漁具

漁法の制限の追加については、先ほど言いましたように事前に(漁協と県が)協議した上で問題ないということで提案をさせていただいております。

沖野会長 藤森さん、何か追加は。

藤森委員 私が話をした方がよろしいですか。

田中委員 是非お願いします。

藤森委員 他の湖はよく分からないんですけれども、諏訪湖では、刺し網を岸から10～15メートルくらいのところからやるわけですよ。刺し網のところまで針が届いて、刺し網に針がかかったまま糸が切れちゃうということがたくさんありました。刺し網を漁師が上げる時に針が手にかかって、手が切れるというのが再三ありましてね。漁師の人たちは暗いうちに朝出ていきますから、見えないところでやる作業ですから、そういう所でケガをする頻度が高いということで、是非こういう形でと規定しました。多分他の湖沼では刺し網をたくさんやっているところはあまりないと思うんですよ。諏訪湖の場合は漁師の人たちが刺し網で魚を捕ることが多いですからね。漁師の人たちの危険を防止するために協力いただくということです。

沖野会長 はい、どうも。説明はそういうことです。田中さん、何か。他の所が規制していないのに諏訪湖だけやって効果があがるかどうか。周知できるかどうかということですね。

田中委員 分かりましたけれども。刺し網というようなこともあると思うんですけれども、やはり諏訪湖漁協さんだけそういうふうにして、他にその問題が出てくればそれを追加するということになると思うんですけれども、その影響といいますか、その辺が引っ掛かるものですか。他の湖との関わりが。

沖野会長 この周知の方法としては、何か。

藤森委員 (漁協の)ホームページに掲載するという形になります。

沖野会長 他にいかがでしょうか。大変細かい中味なので個々一つずつやっていくわけにはいかないのですが、お気づきの点がありましたらどうぞ。よろしいですか。今までの規則の内容と、ちょっと変更があるということだと思っております。それでは他に質問がないようでしたら申請のとおり認可して差し支えないと答申していきたいと思

ますがよろしいでしょうか。

一同 はい。

沖野会長 ありがとうございます。委員会としては、この案で認可して差し支えない旨、答申したいと思います。よろしく申し上げます。

それでは3番目になりますが、増殖指示量について事務局の方からご説明お願いします。

事務局 (資料により説明)

沖野会長 はい、ありがとうございます。今のご説明にご質問、ご意見いかがでしょうか。はい、どうぞ。

竹原委員 ウナギの件なんですけれども、異種ウナギとニホンウナギというのは、一目見てもすぐ分かるようなものなのでしょうか。

沖野会長 いかがでしょう。事務局の方、とりあえず。

事務局 ヨーロッパウナギはニホンウナギより少し短いと思いましたが、多分、分かると思いますが、(片野委員に)聞いていただけますか。

沖野会長 はい、片野さん、ご説明お願いします。

片野委員 ウナギは分からない。多分見ても分からない。

沖野会長 稚魚の段階は特に分からない。

片野委員 分からない。水産庁もちょっと無責任ですよ。出荷の方でやるべきなのを放流する方が気をつけろと言ってるわけだから、無茶な話です。

事務局 よろしいですか。

沖野会長 はい。

事務局 日鰻連(日本養鰻漁業協同組合連合会)に聞いたところ、会員の方では、かつてヨ

一ロッパウナギを入れた時にそれを放流されてしまって、国内で増えたという事例が発生して、問題があるということだからかなり苦労された事例がありまして、養殖の会員の方が非常に異種ウナギを入れることにはかなりリスクがあるということを認識されています。今回のこういう問題についてはよく勉強もしているし、理解している。だから異種ウナギを同じ養殖場の中で何種類か入れることはまずない、考えられないというようなことを言っておられました。

沖野会長 そこを通していけばまず大丈夫だというふうに。

事務局 そうですね。日鰻連の系統から買っていただければ、種の問題としては問題ないと。

沖野会長 一般の人では稚魚の段階で見ても分からないということ。

事務局 そうだと思います。

沖野会長 竹原さん、そういうことです。よろしいですか。他にいかがでしょうか。量の問題、片野さんから前回もありましたが。2分の1以上というのは大丈夫でしょうか。

片野委員 指示量を決めるに当たっては、ウナギがそれなりに今それぞれの領域で漁獲があるということを前提としているわけですね。それは大丈夫ですか。河川の漁協なんかで、ウナギがそれなりに獲れているというのは大丈夫でしょうか。僕が聞いた話では、大抵の漁協は、ウナギは放流してるけれどもどこへ行ったのかさっぱり分からないというのがほとんどなんですね。だから、もし本当に捕れていないのなら、放流をやめても構わないのではないかと思うんですけど。コストばかりかかって利益がないのなら。

沖野会長 はい、近藤さん。

近藤委員 元々河川漁協でウナギの漁獲量をきちんと把握できている河川は昔からほとんどなかった。「やな」をやっているところは、落ちアユの時期に、ウナギがアユを追って「やな」にかかるんですね。それで、ある程度の漁獲量は分かっていたんですけども。長野県の場合は最近あまり「やな」もできておりませんので、釣りだとか、捨て針などでウナギを捕るわけですけども、実際には漁獲量がどのくらいあるのか、ウナギを捕る人が少なくなってることもあって分からない。でも、全くいないのかというとそうでもなくて、マツタケと同じと言ったらおかしいんですけども、捕れる場所はある程度決まっていますね。それで、ウナギが捕れたよというのは1年か2

年経ってから報告があるんですよ。それも正確な話じゃなくて。つまり、ウナギが獲れるというのはすごいことなんだと思うんだけど、捕ってる人は捕ってる。それ(情報)が出てこないというのが現実だと思っています。だから、ウナギの漁獲量は昔から、「やな」漁をやっていた頃にはある程度把握できたかもしれませんが、今はほとんど分からない。漁獲量について、放したけれどもどのくらいも捕れたかデータは現実にはなかなか出来てこないんじゃないかな。捕れていることは捕れているらしいということです。

沖野会長 資源維持のために放流ということで、漁獲を上げるという意味合いもあるんでしょうが、ただ条件からいくと指示量というのは「これ以上やらなきゃいけない。」という義務になっているんですね。その辺がちょっと難しいかなと思います。はい、事務局いかがでしょうかね。

事務局 日鰻連の方から種苗の確保の点について聞いておりました、今のところ希望する全量はお応えすることはできないと言われております。ただ(現在の)半分だとか、そういうところまで減らすというお話ではありませんでしたので、問題はないのではないかと考えています。

沖野会長 この5年間はまあ大丈夫だろうと。

事務局 先日の回答ではそこら辺は大丈夫だろうと、ただ全量は無理だという話でした。

沖野会長 ということだそうで。片野さん、そんなところで、この5年間はまあ大丈夫だろうということなんですが、よろしいですかね。しょうがないということでしょうかね。

片野委員 私は無理に放流しなくてもいいし、資源の維持と言っても、途中に発電所がありますからね。そこで死んじゃう可能性が結構あるんでね。漁協経営が厳しい中で無理に高いものを放さなくてもいいというのが私の見解です。(指示量は)減っていますから、それでいいような気がする。

沖野会長 今のご意見は議事録に留めておいていただいて、今期についてはとりあえず(原則)1/2の量で指示を出すけれども、それ以降については再度検討ということにしたらいかがでしょうか。まだ皆目分からないところもありますし。ではそんなところで議事録に留めておいてください。はい、近藤さん。



近藤委員 指示量については、それぞれ漁協からヒアリングしたりしながらこの数量で提示されているもので、これについては問題ないと思っていますけれども。ウグイとオイカワなんですが、特にオイカワについては産卵床造成という対応がほとんどなんですけれども、オイカワもぼつぼつ、放流はどうなんでしょうね。昔はアユに混ざって入って自然繁殖したというのが長野県の場合だったと思うんですけれども。最近はオイカワの自然繁殖も、なかなか難しくなっているんじゃないかなと思うんです。つまり、産卵床を造成したとしても、産卵するオイカワの親そのものが少なくなってきているんじゃないかという思いがあります。そこで、産卵床造成だけじゃなくてオイカワそのものを放流するということをやっけていかないと資源の枯渇になるんじゃないかなと思います。そこら辺の見通しがどうなっているか。

同時にウグイなんですが、ウグイはまさに、カワウが最近少なくなったのはウグイがいなくなったせいだと言われているわけですし、ウグイ、千曲川の風物詩のつけば小屋がほとんど見えなくなってくるような状態で、千曲川のウグイは、ほとんど全滅状態です。そういう状態の中で従来通りの放流の仕方でいいのかどうか。あるいは産卵床造成もそれでいいのかどうか。実際に人工的にウグイを増やしてやる施策、つまり放流ですけれども、こういうことをやらなきゃだめなんじゃないのか。これから先ですけれども、水産試験場、あるいは県のご指導を頂戴しながら、テストでも何でもいいですけれども、支流であれ本流であれ、そういうところで在来魚、ウグイ、オイカワが従来のように川の上から見ていても捕れるようなそういうような川にしていく必要があるんだろうな。溪流産業ばかりが増殖事業じゃないだろうと思っていて、在来魚の方へもう少し県の方としても力を入れた見方と指導をお願いしたいと思っていますけど。いかがでしょうかね。

沖野会長 今のご意見は増殖指示量については現状の案で。

近藤委員 現状で。

沖野会長 今後の見通しとしてということによろしいですか。

近藤委員 あっという間に5年過ぎますのでね。つまり5年後にはもう少し形を変えていかないとまずいんじゃないかと思うんです。

沖野会長 事務局の方、いかがでしょうか。

事務局 確かに近藤委員さんのおっしゃるとおりだと思っております。試験場の方では、まだ試験研究の課題としてはウグイの方は多分出ていないと思うんですけれども、内

容的にはウグイの人工繁殖ですか、今までは漁協さんがつけ場で捕った魚の卵を孵化させて、それを稚魚にして川に放流するとそういうライフスタイルだったのですが、今度は試験場の中で親まで育てて卵を捕るという試験をやっておりますので、いい結果が出るのではないかと期待しております。

オイカワにつきましては、長野県が産卵床造成の研究をやっておりまして、それも確かにいい結果が出ております。埋まった石を耕うんして、親がいるところではそこでやれば卵をたくさん捕れるというような研究で、そういうのを含めてもっと漁業者の皆様にお教えしながら川の魚を増やしていく方法をやっていけばいいと思っております。よろしく申し上げます。

沖野会長 他にいかがでしょうか。現状とそれほど変わっている指示量ではないわけですが。ウナギ、コイは別にしてですね。もし、事務局からの増殖指示量の案について他にご意見がなければこの案で決定していきたいと思いますがよろしいでしょうか。

一同 はい

沖野会長 はい、ありがとうございます。それでは平成26年度から30年度の各年度に適用する増殖指示量について、事務局案のとおり指示することを決定いたしました。ありがとうございました。最後になりますが、その他のところですが、事務局から何かありますか。

事務局 (資料により説明)

沖野会長 はい、どうもありがとうございました。前回の委員会で新川の問題が出されました。これについて、事務局で整理をしていただくということで、今回の報告になっています。何かご質問、ご意見ございますか。いかがでしょうか。事務局の考えということで2ページ目の2に書かれています。いかがでしょうか。諏訪湖のように現場の漁業関係の方々とそれに関連する人たちが同じ場で意見が述べられる会議があるというのは、そんなに多くはないのかもしれませんが、そういう場で討議がされていて結論が出ていることだと思います。この管理委員会では、地元の意見を尊重するということが必要だろうというふうに思います。それぞれに事情が違うでしょうから、一律に管理委員会でこうだという結論は出ないような気もするのですが、できるだけ、そういう現場の関係者の方々が会議で意見を出し合って決めていただくというのがいいのかなという気がします。いかがでしょうか。ご意見があれば。はい、どうぞ、田中さん。

田中委員 新川の禁漁となっていますけど、これは結果的には全流入河川の考えで統一していくという考えでよろしいでしょうかね。

沖野会長 それはいかがでしょうかね。

事務局 全流入河川について資源保護のため規則に基づいて禁漁にしています。ただ、河川名は規則には明示されていませんので、組合で公示するという事になっております。

沖野会長 田中さん、よろしいですか。各流入河川に上っていく魚ですので、一つの河川だけ特に(禁漁)ということではないと思います。たまたま「新川」というのが名前として挙がったということなんではないでしょうかね。はい、竹原さん。

竹原委員 今、新川の話なんですけれども、禁漁になったということに関しまして、基本的にはこの禁漁理由というのが資源保護のための禁漁という形になったと思うのですが、私も新川を存じていますが、あその道路は川沿いに車を止められちゃうと動けなくなるような道路なんですけど、釣りをする場合に、やはり駐車場とかトイレとか、そういう周囲への影響が当然考えられますので、そういうものを含めて考えざるを得ないと思うのですが、やはり禁漁の場合には、そういうことは関係なくて、一応「資源保護」みたいな形でないとダメなものなんですか。

沖野会長 はい、事務局いかがでしょうか。

事務局 今回、新川は資源保護という形になっておりますけれども、一般的に禁漁区間を決めるに当たっては、漁業調整上問題がある場合、ここで漁業調整というのは漁業に関する紛争の防止・解決のためということになりますけど、そのために禁漁にするという場合はあります。例えば危険な箇所も含めてそういったことはあります。ですから、漁業調整上必要があるから、禁漁ということも考えられなくはないということです。

沖野会長 よろしいですか。はい、どうぞ、近藤さん。

近藤委員 前回経過について少し丁寧に説明してくださいということ述べたのですが、この資料の2頁に括弧書きにあることなんですけど、うんと大事なことです。「諏訪湖のワカサギに係る連絡会議」これは遊漁者も混じっての会議ですよ。そういう会議を地元で持っているわけですね。そこでお互いルールを守るというのは大事なことです。協議をしていただいて一つの方向付けをしていくというふうな

ことが一番大事なことだと、先ほど議長もおっしゃったとおりですが。ただこの経過だけ見ていくと、途中からズレちゃっているんですね。禁漁にする理由というのが。釣り人のマナーが悪いからと地元の地区から苦情が来て漁協さんが禁漁を提案して、禁漁が決定されたんだけど、それでは(釣り人は)納得いかないよということなんです。それで、24年4月に、いやそうじゃなくてワカサギの資源保護だよと。つまり規則に合うのは資源保護なんです。つまり地元とのトラブルが元で禁漁にしたはずだったのが、資源保護するために禁漁にしているとようにすり替わっちゃったようになってる。この辺のところ論理がうまく噛み合わなかった一番大きな原因だろうと思う。経過を見ればそういうふうにはしか受け取れませんのでね。でもやっぱり、禁漁は必要なんだろうということであるならば、やっぱり漁協として禁漁にした方がいい、あるいは資源保護も含めてね。そういうところであるならば、やっぱり生かすべきは、この2頁にあるように事務局の考えですが、「漁協の措置に対して異存はない。」というふうに言っていますけれども、それ以前に「諏訪湖のワカサギに係る連絡会議」をしっかりと互いの話し合いの場として、そこで合意形成することが一番大事な取り組みなのだろうと、私はそのことを強調して賛成しておきたいと思います。よろしくお願いします。

沖野会長 議論の場になると拡散していろんな話が出てきちゃいますけれども、本質のところはきちんと押さえて、とりまとめをするということは必要だろうと思います。付随的にこんなこともあるよ、こんなこともあるよと全部書いていくと話が拡散してしまうことがあります。いろんなところでこういう連絡会議があればいいことだと思うのですが、その連絡会議を生かして皆さんの合意が得られるような、納得いく説明をされて、やっていくという必要があるのかなと気がしますが。とりまとめる方は大変だと思います。よそから見るとそういうふうに思いますけれども。他にいかがでしょうか。ご意見出しておいていただけると、また事務局の方からお伝えいただければと思います。よろしいでしょうか。この問題は、管理委員会でどうしなきゃいけないという結論を出すようなものではないので、是非連絡会議をそういう合意の場に持っていくように努力をしていただきたいということに留める方がいいのかなという気がいたします。地域によって事情が違うでしょうから、そういう面で、折角できている連絡会議です。そういう場にしていきたいということで、委員会はお聞きしたということでもよろしいでしょうか。事務局の方、よろしいですかね。

事務局 はい。

沖野会長 それでは、その他の方はそのような形で事務局に、議事録に入れておいていただきたいと思います。

今日は、2件の知事からの諮問に対する答申、漁業権の免許についてと、それからもう一つ、遊漁規則の制定についても決定させていただきました。3番目は委員会の決定ですので、増殖指示量について決定したということで3つの議事を終わらせていただきます。

最後に、今日が18期の最後の委員会になります。私は会長になって2期を務めさせていただきました。計8年ですが、最初はどうなるのかと大分心配しましたが、皆様のご協力で2期務めさせていただきました。いろいろなことがありましたけれども、まだ心配が残っている懸案もあるのですが、とりあえず、漁場管理委員会を2期、順調にとはいきませんでしたでしょうが、務めさせていただきました。皆様のご協力、ありがとうございました。

ただ、私が個人的に気にかかるのは、野尻湖関係のことで、あの(再放流禁止指示の解除)後調査をして、逸出がないとか確認をしてもらうように漁協をお願いしてきたのですが、どちらかと言うと、県の調査によって逸出が分かったという方が多いんですね。常時調べていらっしゃる漁協からの(逸出の)報告はほとんどなかったということもありますので、それがちょっと気がかりですが、大きな事故はなかったというふうに思います。次期の委員の方々に、またお願いしていくわけですが、その辺のところを十分意識しながらみていただければというふうに思います。

今日の委員会はこれで議事を終わらせていただきますので、事務局の方へお返しいたします。よろしくお願いいたします。

事務局 はい、ありがとうございました。本日はお忙しい中、ご審議いただきましてありがとうございます。委員の皆様方には任期は11月30日まででございますけれども、漁場管理委員会としましてはこれが最後の会議となります。お忙しい中大変お世話になりました。ありがとうございました。

これをもちまして、第215回内水面漁場管理委員会を閉会といたします。

議事録署名委員 田 中 経 人 ㊟

議事録署名委員 竹 原 文 子 ㊟